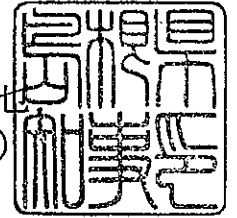


原 第 2 0 0 号
令和4年6月16日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 山口 壯 様

島根県知事 丸 山 達 七
(防災部原子力安全対策課)



中国電力島根原子力発電所2号機に係る要請について

令和3年9月15日付け20210915資第3号で経済産業大臣から理解要請のありました「中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について」は、現状においてはやむを得ないと考え、別紙のとおり回答しましたので、御承知願います。

このたびの経済産業大臣への回答に当たり、貴職におかれては、下記事項について、適切な対応をいただくよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から別添の意見の提出があり、これを添付するので、本県の要請事項と同様、適切な対応をいただくよう要請します。

記

1. 原子力災害時の避難計画については、「島根地域の緊急時対応」策定後も、訓練等を通じた確認や計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織による迅速・確実な派遣等について、必要な支援・協力を行うこと。
2. 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や立地・周辺自治体が行う取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
3. 避難の受入先において大規模な自然災害や感染拡大が重なるなど、不測の事態が生じた場合には、避難者の受入先の確保をより広域に行う必要が生じ得るため、自治体だけでは対応が困難な場合には、国が責任を持って受入先の調整を行うこと。
4. 避難が長期化した場合の二次避難先の確保など、万が一の原子力災害時に被災者が十分な生活支援を受けられるようにすること。